

入札公告

下記のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び新潟市契約規則（昭和59年新潟市規則第24号）第8条の規定に基づき公告します。

令和8年7月22日

新潟市長 中原 八一

1 入札に付する事項

（1）件名	船見下水処理場維持管理業務委託
（2）品質・規格・数量 入札方法	仕様書のとおり 契約初年度に要する7か月分（月額×7か月）で入札とします。
（3）入札日時・場所	令和8年8月6日（木） 午後2時00分 新潟市下水道部下水道管理センター 2階第1会議室 ただし、郵送で入札する場合は、書留郵便により令和8年8月5日（水） 午後5時まで（必着）に、3（2）の場所に提出してください。
（4）履行期限（履行期間）・履行場所	令和8年9月1日から令和12年3月31日まで 新潟市船見下水処理場 （新潟市中央区船見町1丁目3850番地2）
（5）入札保証金	新潟市契約規則第10条第2号により免除
（6）入札を無効とする場合	新潟市契約規則第17条第1項の規定に該当するときは無効とし、入札者が談合その他不正な行為をしたと認められる場合はその入札の全部を無効とします。
（7）入札を中止とする場合	新潟市契約規則第19条第1項の規定に該当する場合は、入札を中止することがあります。

(8) 談合情報等により公正な入札が行われないおそれがあるときの措置	談合情報等により、公正な入札が行われないおそれがあると認められるときは、入札期日を延期し、または取りやめることがあります。
(9) 契約保証金	新潟市契約規則第 3 3 条及び第 3 4 条の規定によります。
(10) 予定価格	事後公表します。
(11) 最低制限価格	設けません。

2 入札参加資格の要件

- (1) 本市業務委託の入札参加資格者名簿（下水処理施設運転管理）に登載されている者。
- (2) 緊急時における迅速な対応や地元貢献を考慮し、県内に本社、支店、営業所がある者。
- (3) 安定的な下水処理場の維持管理を図るため、受託実績や技術力のある者。
 - ①国土交通省下水道処理施設維持管理業者登録簿に登録がある者。
 - ②汚水処理については標準活性汚泥法による公共または流域下水処理場維持管理業務の受託実績がある者。汚泥処理についてはベルト濃縮機および遠心脱水機の運転管理業務の受託実績がある者。
- (4) 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者。
- (5) 新潟市競争入札参加有資格業者指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止措置を受けていない者。
- (6) 新潟市競争入札参加有資格業者指名停止等措置要領の別表第 2 の 9 の措置要件に該当しない者。

3 入札の参加手続

一般競争入札に参加を希望する場合、次により申請してください。なお、入札参加申請者名は入札終了まで公表しません。

- (1) 提出書類 一般競争入札参加申請書（様式第 1 号）

- (2) 提出先 〒 9 5 0 - 1 1 4 6

新潟市中央区太右エ門新田 1 4 2 2 番地 3

新潟市下水道部 下水道管理センター維持管理課 管理係

電話 0 2 5 - 2 8 1 - 9 0 6 1

ファクス 0 2 5 - 2 8 4 - 5 8 4 9

メール iji.ps@city.niigata.lg.jp

- (3) 提出方法 持参又は郵送
- (4) 申請期限 令和8年7月29日(水)
- (5) 受付期間 入札公告の日から申請期限の日の土・日・祝日を除く毎日、
午前9時～午後5時（午後0時～午後1時までを除く）
- (6) 仕様書等の公開日及び入手方法

本公告の日から新潟市下水道部ホームページでダウンロードすること。

<http://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/jyogesuido/gesui/work/nyusatsu.html>

4 質疑書の提出について

質疑事項がある場合は、次により質疑書を提出してください。

- (1) 様式 様式第7号に準じて作成してください。
- (2) 提出期限 令和8年7月27日(月)午後5時
- (3) 提出先 3(2)に同じ
- (4) 提出方法 メールのみとします。
- (5) 回答日 令和8年7月28日(火)まで
- (6) 回答方法 個別にメールにて回答するほか、下水道部ホームページへ掲載します。

5 入札時の注意事項

- (1) 入札参加申請後に入札を辞退する場合は、様式第6号を書面で届け出てください。
- (2) 入札時間に遅れた場合は、入札に参加できません。
- (3) 入札場所に入室できるのは、入札参加申請者毎に原則1名とします。
- (4) 代理人が入札する場合は、委任状（様式第5号）を提出してください。
- (5) 落札者の決定に当たっては、入札書（様式第4号）に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てた金額）をもって落札者の入札価格とします。入札参加申請者は、消費税にかかる課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。なお、入札金額の訂正は無効とします。
- (6) 郵送により入札する場合は、次の要領に従って送付してください。
 - ア 入札書は、封筒に入れて固く封をします。
 - イ 入札書を入れた封筒には、入札日、件名、入札者の商号・名称を記します。
 - ウ 入札書を入れた封筒を、さらに別の封筒に入れ、「入札書在中」と朱書きの上、書留郵便により送付してください。
 - エ 入札案件が複数ある場合も、入札書は1件ごとに別々の封筒に入れます。

- (7) 予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、入札日時以降に再度入札を一回行います。再度入札の方法については、別途指示します。ただし、初度入札で無効とされた者、失格となった者及び最低制限価格を設けたときであって最低制限価格未満の入札を行った者は、再度入札に参加できません。
- (8) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示した者が2者以上ある場合は、くじ引きで落札者を決定します。郵送入札者のくじは、入札事務に関係のない職員が引くものとします。

6 落札者の決定

落札者が決定したときは、直ちにその旨を落札者に通知するとともに速やかに公表します。

ただし、落札者と決定した者が契約締結までの間に指名停止を受けた場合は、落札決定を取り消し、仮契約を締結していた場合は、本契約を締結しないものとします。